

知っていますか？ひとり親福祉制度

ひとり親家庭等（母子家庭や父子家庭など）の方が受けられる主な制度です。なお、対象要件等は制度によって異なります。対象者であっても該当しない場合や、ひとり親以外の方も受けられる場合がありますので、まずはご相談ください。



事業名	内 容		問 合 先
ひとり親家庭等医療費助成	保険適用分の医療費を助成します。対象となるのはひとり親家庭もしくは両親がいない等の18歳未満の子（無職、学校に在学しているときは20歳まで該当）、およびひとり親家庭で20歳までの子を扶養している母または父です。		保険医療課 （市役所1階） 6番窓口 TEL 28-8018
児童手当	中学3年生までの子を養育している保護者等に年3回の手当を支給します。 ※公務員の方は職場での手続きになります。		子育て応援課 （保健センター内） TEL 28-8025 
児童扶養手当	子（18歳に達した年度末まで）を養育しているひとり親家庭の母・父、または養育者に年6回の手当を支給します。また、障害基礎年金を受給している場合は、子の加算額と手当額の差額を受給することができます。ただし、遺族年金等公的年金の受給額によっては支給されない場合があります。		
母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭の母、父子家庭の父が就業・就職に必要な知識の習得や資格を取得する場合に給付金を支給します。 ＜自立支援教育訓練給付金＞ 就職に必要な知識を習得するとき ＜高等職業訓練促進給付金＞ 就職に有利な資格を取得するとき ※いずれも受講開始前、修業開始前の事前相談が必要です。		
母子・父子・寡婦福祉資金	母子・父子・寡婦家庭に対して就学支度・修学・技能取得・修業などの資金を貸付する制度です。 ●対象 母子・父子家庭の母・父・20歳未満の子 寡婦家庭の母・母に扶養されている20歳以上の子		
ごみ処理手数料・し尿処理手数料	申請によりごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額をします（ごみ処理手数料は対象となる月数分に対して、ごみ袋を一部助成します）。 制度については、「ごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額」（P 8 参照）をご覧ください。	次のア～エのいずれかに該当する子を扶養し、母または父の収入のみで生計を維持している母子・父子家庭で、市民税が非課税世帯または均等割のみ課税の世帯 ア）満20歳未満の子 イ）身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている子 ウ）療育手帳A判定の交付を受けている子 エ）精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている子 ※市税を滞納している場合、対象にならないことがあります。	くらし支援課 （市役所3階） 5番窓口 TEL 28-8013
水道料金の助成	申請により上下水道料金を軽減します。		中空知広域水道企業団滝川営業所 （市役所1階） TEL 28-8052 または 子育て応援課 （保健センター内） TEL 28-8025

※そのほか、配偶者暴力に関する相談は子育て応援課（TEL 28-8025）またはくらし支援課（TEL 28-8012）に、18歳未満の児童に関する相談はこども家庭相談室（TEL 23-5217）にご相談ください。